

那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

本公募は、令和 7 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものです。

このため、予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約事務を進めますが、予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがあるため十分に留意の上応募してください。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償できません。

1. 趣旨

那智勝浦町（以下「町」という。）では、令和２年１２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指し、地球温暖化防止対策を進めている。

本実施要領は、那智勝浦町水産鮮度保持施設（以下「対象施設」という。）に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを 目的として、P P A 方式による電力供給事業を行う事業者をプロポーザル方式により公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名称：那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所：那智勝浦町水産鮮度保持施設（那智勝浦町築地 7－8－1）
- (3) 事業期間：別添仕様書のとおり。
- (4) 担当部署：那智勝浦町 住民課環境係 TEL：0735-52-0559（直通）

3. 参加資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去５年度の期間において実績を有すること。
なお、類似の事業とは、企業、地方公共団体所有施設等における太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）を有することをいう。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
 - ウ その他本業務の実施に関し必要な資格を有する者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。なお、共同事業者による申請の場合は、構成する法人全てにおいても、以下のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者

- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者
- カ 銀行取引停止処分を受けている者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者
- ク 国、和歌山県又は町が措置する指名停止期間中にある者

4. 提供資料

対象施設に関する次の資料を提供する。①～③は町ホームページで公募開始日にデータを公開し、④～⑥については、提供を希望する事業者へ電子媒体（CD-R）にてデータを提供する。

- ① 配置図、平面図、立面図
- ② 1 年間（令和 5 年度）における 30 分ごとの電力使用量
- ③ 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）における年間電力使用量及び電気料金
- ④ 構造計算書
- ⑤ 意匠図
- ⑥ 電気設備図

※当該追加提供資料を含む町が提供する資料については、企画提案書を作成する目的以外に使用せず、第三者への公開・提供は禁止とします。

5. 提出書類

原則として、以下（１）～（４）を紙資料にて提出すること。また、以下提出書類の他に町が求める別途書類や以下提出書類のデータを保存した電子媒体（CD-R）の提出を追加で求める場合がある。

なお、共同事業者による申請の場合は、※印の書類を構成法人全てについて提出すること。

- （１） 企画競争参加申請書（様式 1）
- （２） 会社の概要がわかる書類（任意様式）※
- （３） 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること

- ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い。）
- イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ウ 登記事項証明書、印鑑証明書（発行日から３ヵ月以内のもの）の写し※
- エ 誓約書（様式２）※
- オ 直近の賃借対照表及び損益計算書※
- カ 納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税）

（発行日から３ヵ月以内のもの、写しでも可）

国税納税証明書（滞納がないことの証明書）※

- ・ 本社等所在地を管轄する税務署で証明
- ・ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について証明
- ・ 「その３、その３の２又はその３の３」を提出

都道府県税納税証明書（滞納がないことの証明書）※

- ・ 本社等所在地を管轄する都道府県税証明発行場所で証明

市区町村税納税証明書（滞納がないことの証明書）※

- ・ 本社等所在地を管轄する市区町村税証明発行場所で証明

（４） 企画提案書

- ア 事業の実施内容（様式３－１）
- イ 事業実施体制（様式３－２）
- ウ 過去の類似業務実績（様式３－３）
- エ チェックリスト（様式４）

６．企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（１） 事業の実施内容（様式３－１）

ア 実施方針

- ・ 提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

- ・ 対象施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 想定自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 対象施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、対象施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、対象施設における１年間の総量を算出すること。
なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、「0.419kg-CO₂/kWh」を使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることとし、設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m² 又はkg/m²）を記載すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

- ・以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。
 - ・非常時・停電時のシステム構成図
 - ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
 - ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 自家消費電気料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は、事業期間中一定とし、以下に提示する参考価格をもとに提案すること。
単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

参考価格：22 円／kWh（税込）

- ・本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、町から事業者に対して国交付金を町補助金（導入費用の 1／2）として支払う予定であるため、提案にあたっては、導入費用の内訳、国交付金の対象経費・対象外経費の別、及び町補助金額を明記すること。また、単価の積算にあたっては、町補助金相当額を控除して行うこと。（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。）

※町補助金交付要綱は、町が別途定める。

※町補助金上限額は 24,000 千円を予定。

※環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の詳細については、環境省ホームページ等から確認すること。

- ・電気料金の概算については、運転期間中における町の負担として算出すること。
（運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。）

（2）事業実施体制（様式 3－2）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、

遠隔監視の有無等)、実施体制

エ 代表事業者の経営状況 (5年間)

- ・ 貸借対照表、経常利益 (又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等

オ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ク 事業実施に関する保証

- ・ 設備の導入、運転期間中及び撤去までに設定するすべての保証内容

(3) 過去の類似業務実績 (様式 3-3)

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。

(正本 1 部のみへの添付とする。契約が証明できる部分のみの写しで良い。)

(4) チェックリスト (様式 4)

様式 3-1 及び様式 3-2 に記載をしたものに○をつけること。

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) A 4 版を基本とすること。一部 A 3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (2) 枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- (3) 表紙をつけ、表題を記載すること。
- (4) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする (企業名・ロゴ等の記載)。ただし、正本のみ表紙に社名を記載すること (副本には記載しないこと)。
- (5) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (6) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることを可とする。
- (7) 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (9) ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 10.5pt 以上に設定すること。ただし、図表等についてはこの限りではない。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり 39 文字を限度に記入すること。
- (10) 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。
- (11) 提出できる企画は、1 企画提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・企画競争参加申請書（様式1）、会社の概要がわかる書類（任意様式）、参加資格に係る書類：各1部
- ・企画提案書（正本1部、副本7部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社の概要がわかる書類（任意様式）、参加資格に係る書類：令和7年3月18日（火）17時（必着）

- ・提出がない者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和7年3月21日（金）までに書面及び電子メールにて結果を通知する。
- ・企画競争参加申請書提出後に何らかの理由において参加を取りやめる場合は、企画提案書を提出するまでに「辞退届」（様式7）を提出するものとする。
この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。

イ 企画提案書

令和7年4月7日（月）17時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
那智勝浦町役場 住民課

※「那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業 担当」宛てとし、郵送又は直接持参とする。（郵送の場合は書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

9. 質問受付及び回答

本事業に関する質問は、「質問書」（様式5）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

質問事項	受付期間
参加申請・企画提案に関する質問	令和7年2月4日（火）から 令和7年2月26日（水）17時まで

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先（0735-52-0559（内線113））へ確認すること。

ウ 提出先

電子メールアドレス「uketsuke@town.nachikatsuura.lg.jp」に提出すること。

(2) 回答

以下のとおり町ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

回答事項	日程
参加申請・企画提案に関する質問	令和7年3月11日（月）17時までに回答

10. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、町職員で構成する「那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。町は企画提案内容について一次審査（書類）を行い、全ての応募者に対し、文書で結果を通知する。

なお、多数の企画提案書の提出がない場合、一次審査を実施しないことがある。

その後、一次審査通過者に対して企画提案書についての二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。

また、二次審査の実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、各委員の採点の合計点が満点の6割を超え、かつ最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の採点の合計点が満点の6割を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

事 項	日 程
企画競争実施の公募開始	令和7年2月4日（火）
参加申請・企画提案に関する質問受付期間	令和7年2月 4日（火）から 令和7年2月26日（水）17時まで
参加申請・企画提案に関する質問に対する 回答の町ホームページへの掲載	令和7年3月11日（火）17時までに掲載
施設見学申込期間	令和7年2月 4日（火）から 令和7年2月17日（月）17時まで
施設見学期間	令和7年2月 4日（火）から 令和7年2月26日（水）まで
企画競争参加申請書、会社概要書類、参加 資格に係る書類の提出期限	令和7年3月18日（火）17時まで
参加申請書提出者に提供する 参加資格審査結果決定通知	令和7年3月21日（金）までに行う
企画提案書の提出期限	令和7年4月 7日（月）17時まで
一次（書類）審査	令和7年4月14日（月）（予定）
二次（プレゼン・ヒアリング）審査	令和7年4月22日（火）（予定）
事業予定者の発表（審査結果通知）	令和7年4月25日（金）（予定）
協定・契約の締結	令和7年4月下旬以降

(2) 施設見学

下記施設見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、「施設見学申込書」（様式6）により令和7年2月4日（火）から令和7年2月17日（月）17時までに電子メールで申し込むものとする（申込先電子メールアドレス「uketsuke@town.nachikatsuura.lg.jp」）。

電子メールの件名は「那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業に関する施設見学申込」とし、電子メール送付後、電話により提出先（0735-52-0559（内線113））へ確認すること。

なお、施設見学にあたっては、町及び施設管理者の指示に従うとともに、原則としてその場での質問は受け付けない。

また、施設見学の参加は自由とし企画提案における必須条件又は加点要素とはしない。

施設見学は、申込みがあった事業者ごとに調整し、令和7年2月4日（火）から令和7年2月26日（水）の間で行う。詳細については、別途通知する。

(3) 一次（書類）審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。なお、1次審査を実施する旨の通知は行わないが、一次審査を実施しない場合は、その旨を文書により通知する。

提出された企画提案書等を基に、下記の評価基準により上位3者程度を選定する。

ア 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
太陽光発電設備容量	太陽光発電設備定格出力（kW）が大きいか	/10
電気料金（提案単価）	設備導入後の電気料金に係る単価が妥当か	/10
実施体制	業務全体を円滑に進められる実施体制か	/5
類似実績	過去に類似する施工実績があるか	/5
計		/30

イ 日時

令和7年4月14日（月）（予定）

ウ 一次審査の結果

結果確定後、応募者全員に速やかに文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

(4) 二次（プレゼン・ヒアリング）審査

ア 日時

令和7年4月22日（火）（予定）

イ 会場

那智勝浦町役場 2階大会議室（予定）

※日時及び会場の詳細は、一次審査終了後又は一次審査を実施しない旨が確定した後速やかに文書により別途通知する。

ウ 発表方法

- ・企画提案書を用いた説明とする。
- ・追加提案、追加資料の配布はできない。
- ・プロジェクター、スクリーンを使用する場合は町で用意するが、あらかじめ申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。

エ 発表時間について

- ・1企画提案者あたりプレゼンテーション20分（準備時間を除く）、質疑10分（予定）
- なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ その他

- ・出席者は、1 企画提案者につき 3 名以内とする。
- ・発表の際には、自社名を明かしてはならない。
- ・発表の順番は、別途通知する。

(5) 二次審査結果の通知、結果に対する質問

二次審査結果は、二次審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。なお、審査結果についての異議申立て及び公開の依頼は一切受け付けない。

11. 事業予定者選定後の手続き

(1) 町及び関係機関との協議

審査結果により事業予定者として選定された事業者は、別添仕様書に基づき、町と協議を行い、町補助金交付申請、行政財産使用許可及び接続契約等必要な手続きを速やかに行うこと。

(2) 協定・契約の締結について

選定した事業予定者と別添仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について町の確認を受けたのち、協定・契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、「13. 失格要件」の事項に該当する場合には、事業予定者としての選定を取り消し、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各企画提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は町に帰属する。
- イ 企画提案者は、町に対し、企画提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、那智勝浦町公文書開示条例（平成 28 年条例第 1 号）に基づき開示請求があったときは、同条例の定めるところにより開示する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 本公募は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものであり、予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約事務を進めるが、予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがあるため、十分に留意の上応募すること。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償できない。

13. 失格要件

企画競争参加申請書（様式1）提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 「3. 参加資格」を満たしていないことが判明し又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 企画提案書を提出期限までに提出しなかったとき。
- (5) 提出した企画提案書の内容が別添仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (6) 二次審査に参加しなかったとき又は二次審査において虚偽の説明をしたとき。
- (7) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案	導入設備の内容	技術提案の具体性及び妥当性、太陽光発電設備容量に関する具体提案	/10
	二酸化炭素排出量の削減効果	排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	/5
	導入設備の安全性の確保	風速、地震の耐荷重及び防水機能を踏まえ屋上等への設置方法に対する安全性の検討提案がされているか	/10
	周囲への配慮	対象施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か	/5
2. 実施体制	工事遂行能力	業務全体を円滑に進められ、令和7年度内に完了する工事計画、実施体制、スケジュール管理となっているか	/10
	業務遂行能力	具体性及び妥当性のあるメンテナンス計画、実施体制等となっているか	/10
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	/10
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	/5
	長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか	/5
3. 実績	会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか	/5
	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	/5
4. 電気料金（提案単価）		設備導入後の電気料金に係る単価が妥当か。	/15
		電気料金に係る単価の算出方法が適切、明確か。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を最大限活用できるか。	/5
計			/100